

税務署からのお知らせ

～ 相続税の税制改正について ～

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税の**基礎控除額が引き下げられます。**

【改正前】

5,000万円 +
(1,000万円×法定相続人の数)

【改正後】

3,000万円 +
(600万円×
法定相続人の数)

亡くなられた人から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が基礎控除額を超える場合には、相続税の申告が必要です。



(例)

法定相続人が配偶者と子2人の場合

$3,000万円 + (600万円 \times 3人) = 4,800万円$

(遺産に係る基礎控除額)

詳しくは「国税庁ホームページ」で
www.nta.go.jp

国税庁 相続税改正

検索

来署による相談は事前に予約をお願いします

税務署では、書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合には、電話等で事前に予約をいただいた上で相談をお受けしています。

※ ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。